

パートナーシップ制度

自治体間連携ネットワークに参加します！

東浦町では、性的マイノリティをはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、東浦町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。

また、宣誓者の転居時の負担を軽減するため、2024 年 8 月より、県内の制度実施自治体と、パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携協定により連携しています。

この度、さらに広範囲の自治体と連携する、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに参加することになりました。

- 連携開始日 2024 年 11 月 1 日(金曜日)
- 連携自治体 19 府県 150 市町村の計 169 自治体
- 内 容

パートナーシップ制度宣誓者が連携自治体間で転居する場合、転出した自治体への宣誓書受領証の返還、転入した自治体での再宣誓、独身証明書等の提出が不要となり、必要となる手続きの一部が簡素化されます。

■問い合わせ

東浦町住民自治課 ☎0562-83-3111(内線 295) 担当：山田